

令和 2 年第 1 回北海道議会定例会に提案する条例案(64件)

<新規制定条例>

1 北海道知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例案

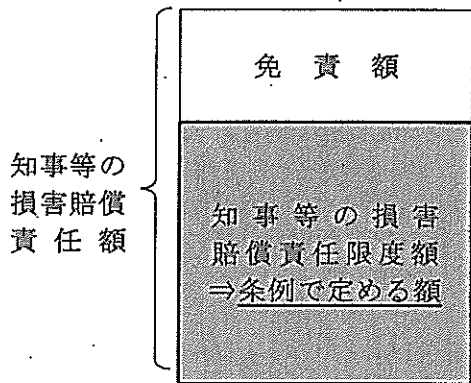
(総務部人事局人事課 (22-156))

○制定内容

地方自治法の改正に鑑み、道に対する知事等の損害賠償責任の一部免責に関し必要な事項を定める。

【規定内容】

- (1) 道に対する知事等の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意かつ重大な過失がない場合には、その一部を免責することができることとする。
- (2) 知事等の損害賠償責任の限度となる額を定める。



○ 条例で定める額は、地方自治法施行令で定める基準と同水準とする。

区 分	条例で定める額
知事	基準給与年額× 6
副知事、教育長等	基準給与年額× 4
公営企業管理者、道警本部長等	基準給与年額× 2
その他の職員	基準給与年額× 1

※基準給与年額・・・損害賠償責任の原因となった行為を行った年度の給与相当額

(施行期日 令和 2 年 4 月 1 日)

2 北海道地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任の免除に関する基準を定める条例案

(総務部法務・法人局大学法人室 (22-715))

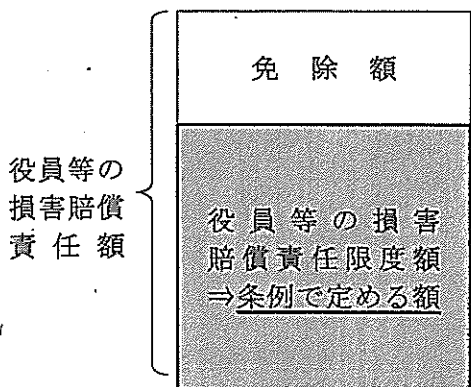
○制定内容

地方独立行政法人法の改正に鑑み、道が設立した地方独立行政法人(※)の役員等に係る損害賠償責任の免除に関する基準を定める。

※・・・北海道公立大学法人札幌医科大学、地方独立行政法人北海道立総合研究機構

【規定内容】

地方独立行政法人の役員等の当該地方独立行政法人に対する損害賠償責任について、役員等の損害賠償責任の限度となる額を定める。



○ 条例で定める額は、地方独立行政法人法施行令で定める基準と同水準とする。

区 分	条例で定める額
理事長、副理事長	基準報酬年額× 6
理事	基準報酬年額× 4
監事、会計監査人	基準報酬年額× 2

※基準報酬年額・・・役員等の損害賠償責任の一部免除について設立団体の長の承認を受けた年度以前の年度における報酬等に相当する額

(施行期日 令和 2 年 4 月 1 日)

3 北海道受動喫煙防止条例案

(保健福祉部健康安全局地域保健課 (25-510))

○制定内容

道民の健康の増進に資するよう、受動喫煙の防止に関し、基本理念を定め、道、道民等の責務を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項及び受動喫煙を防止するための措置を定めることにより、受動喫煙防止対策を総合的かつ計画的に推進する。

【主な内容】

(1) 基本理念

- ア 全ての者に望まない受動喫煙を生じさせない「受動喫煙ゼロ」の実現を目指す
- イ 特に20歳未満の者及び妊婦について受動喫煙が健康に悪影響を及ぼすことに配慮
- ウ 国、道、市町村、道民、事業者及び関係団体の適切な役割分担の下に一体的に推進

(2) 基本的施策

- ア 基本計画
- イ 普及啓発
- ウ 学習の機会の確保
- エ 市町村及び事業者等に対する情報提供
- オ 受動喫煙防止対策の実施状況の調査
- カ 体制の整備
- キ 財政上の措置

(3) 受動喫煙防止の措置

- ア 保育所、幼稚園、学校等の屋外に喫煙場所を設けないことを義務付け
- イ 店内を全面禁煙とした飲食店及び喫茶店の出入口に禁煙標識の掲示を義務付け
- ウ 第二種施設や公園などの屋外で受動喫煙を生じさせない措置をとるよう義務付け(努力義務)

※ 第二種施設：多数の者が利用する施設で第一種施設(学校、行政機関等)を除いた施設

(施行期日 一部を除き、令和2年4月1日)

4 北海道中小企業者等に対する融資に係る損失補償金の返納の免除に関する条例案

(経済部地域経済局中小企業課 (26-354))

○制定内容

中小企業者等の円滑な事業の再生に資するよう、北海道信用保証協会に対して道が支払う損失補償金の返納の免除に関し必要な事項を定める。

【規定内容】

- (1) 北海道信用保証協会が保証した中小企業者等の債務に関し、協会から知事に対し求償権の放棄等について承認申請があった場合に、知事は、議会の議決を経ずに求償権の放棄等の承認及び同協会に対する損失補償金の返納免除をすることができる。
- (2) 損失補償金の返納を免除したときは、議会に報告することとする。

(施行期日 公布の日)

5 北海道下水道事業条例案

(建設部まちづくり局都市環境課 (29-552))

○制定内容

道の経営する下水道事業(公共下水道事業及び流域下水道事業)について、経営状況の正確な把握を図るよう、地方公営企業法の財務規定等を適用する。

【規定内容】

- (1) 地方公営企業法の財務規定等の適用(いわゆる「一部適用」)に必要な事項を規定

- ア 経営の基本
- イ 業務状況説明書類の作成 等

- (2) 関係条例の規定の整備

一部改正：北海道公共下水道条例、北海道流域下水道条例

廃止：北海道公共下水道事業特別会計条例、北海道流域下水道事業特別会計条例

(施行期日 令和2年4月1日)

<一部改正条例>

6 北海道職員等の分限に関する条例の一部を改正する条例案

(総務部人事局人事課 (22-156))

○改正内容

職員の適正な身分保障に資するよう、職員の失職に係る特例を定める。

【特例の内容】

任命権者は、職員の過失により当該職員が禁錮の刑に処せられ、その刑の全部の執行が猶予された場合において、情状により必要と認めるときは、職を失わせないことができる。

(施行期日 公布の日)

7 北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

(総務部人事局人事課 (22-155))

○改正内容

道の組織に新たに設ける職について、その職務の給料表に定める職務の級への分類等を行う。

- ・ 人材育成機能やチェック機能の強化を図るため新たにライン型の執行体制（係制）の導入を図ることに伴い、課長補佐等の職を設けることから、当該職の職務を等級別基準職務表に分類する。

(施行期日 令和2年4月1日)

8 北海道職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案

(総務部人事局人事課 (22-155))

○改正内容

北海道職員の特殊勤務手当について、道立北の森づくり専門学院において指導訓練の業務に従事する職員等に支給する措置を講ずるとともに、医学研究調査手当に係る特例措置を延長する。

- (1) 農業技術等指導訓練手当の支給対象に道立北の森づくり専門学院において指導訓練の業務に従事する職員を追加
- (2) 防疫救治作業手当の支給対象となる業務を追加
- (3) 医学研究調査手当の特例措置の期限を令和5年3月31日まで延長

(施行期日 一部を除き、令和2年4月1日)

9 北海道職員等の定数に関する条例の一部を改正する条例案

(総務部人事局人事課 (22-153))

○改正内容

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等に基づき教職員の定数を改定する。

【教職員の定数】

38,497人 ⇒ 38,140人 (▲357人)

(施行期日 令和2年4月1日)

10 北海道動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例案

(環境生活部環境局生物多様性保全課 (24-382))

○改正内容

動物の愛護及び管理に関する法律の改正に鑑み、動物の適正な飼養のための規制の強化等を行う。

(1) 規制の強化

ア みだりに繁殖して動物の適正な飼養が困難となるおそれがある場合について、繁殖防止措置を義務化

イ 動物の飼養等により周辺的生活環境を損なわせている者に対する指導・助言の追加

- (2) 道の施策の連携先に「民間団体等」を追加（現行：市町村のみ）

(施行期日 令和2年6月1日)

11 北海道控除対象特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例案

(環境生活部くらし安全局道民生活課 (24-152))

○改正内容

控除対象特定非営利活動法人(NPO法人函館視覚障害者図書館)について、個人の道民税の寄附金税額控除の対象となる期間を更新する。

【対象期間】

(更新前) 平成27年1月1日～令和2年3月31日

(更新後) 令和2年4月1日～令和7年3月31日

(施行期日 令和2年4月1日)

12 北海道アイヌ子弟大学等修学資金等貸付条例の一部を改正する条例案

(環境生活部アイヌ政策推進局アイヌ政策課 (24-133))

○改正内容

道内に居住するアイヌの子弟で大学等に入学する者に対し貸し付ける入学支度金の上限額を引き上げる。

【上限額】

(改正前) 37,800円以内 ⇒ (改正後) 38,500円以内

(施行期日 令和2年4月1日)

13 北海道立看護学院等看護職員課程就学資金貸付条例の一部を改正する条例案

(保健福祉部地域医療推進局医務薬務課 (25-362))

○改正内容

「札幌医科大学専攻科公衆衛生看護学専攻」の課程を経て将来道内において保健師として業務に従事しようとする者に対し、修学資金を貸し付けることとする。

(施行期日 令和2年4月1日)

14 北海道後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例案

(保健福祉部健康安全局国保医療課 (25-820))

○改正内容

後期高齢者医療制度の保険料の増加の抑制を図るよう、北海道後期高齢者医療財政安定化基金について、北海道後期高齢者医療広域連合から徴収する基金拠出金の令和2年度以降の拠出率を定める。

【拠出率】

(令和元年度) 1万分の2.7 ⇒ (令和2年度以降) 1万分の3.8

(施行期日 令和2年4月1日)

15 北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例案

(保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課 (25-754))

○改正内容

国が定める幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の改正に鑑み、幼保連携型認定こども園の副園長及び教頭に係る資格要件の特例期間を延長する。

(1) 特例の内容

幼保連携型認定こども園の副園長又は教頭の資格

(原則) 幼稚園教諭と保育士の両方

(特例) 幼稚園教諭又は保育士のいずれか

(2) 特例期間の延長

(改正前) 令和2年3月31日まで ⇒ (改正後) 令和7年3月31日まで

(施行期日 令和2年4月1日)

16 北海道安心子ども基金条例の一部を改正する条例案

(保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課 (25-754))

○改正内容

子どもを安心して育てることができる体制の整備を引き続き図るよう、北海道安心子ども基金条例の有効期限を延長することとし、併せて規定の整備を行う。

【有効期限の延長】

(改正前) 令和2年6月30日まで ⇒ (改正後) 令和3年6月30日まで

(施行期日 公布の日)

17 北海道営住宅条例の一部を改正する条例案

(建設部住宅局住宅課 (29-503))

○改正内容

民法の改正に鑑み、道営住宅の入居手続における連帯保証契約の義務付けを廃止する。

- ・ 入居手続の際に提出が必要な請書について、連帯保証人の連署を不要とする。

⇒ 請書には、入居後の緊急連絡先を記載することとする。

(施行期日 令和2年4月1日)

18 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例案

(教育庁教職員局教職員課 (35-204))

○改正内容

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正に鑑み、教育職員の業務量の適切な管理等を図るための措置を講ずる。

- ・ 教育職員が勤務時間内及び勤務時間外に行う業務量の適切な管理等の措置は、当該教育職員の服務監督権を有する教育委員会が行うこととする。

(施行期日 令和2年4月1日)

19 北海道立学校条例の一部を改正する条例案

(教育庁学校教育局特別支援教育課 (35-759))

○改正内容

新たに手稲養護学校三角山分校を設置するとともに、八雲養護学校を廃止する。

- ・ 独立行政法人国立病院機構八雲病院の北海道医療センター（札幌市西区）への機能移転に併せて、八雲養護学校を同センターに併設する校舎に手稲養護学校の分校として移転する。

(施行期日 令和2年8月1日)

使用料・手数料に係る改正関係…36件

20 北海道行政財産使用料条例の一部を改正する条例案 (総務部総務課 (22-408))

21 北海道立道民活動センター条例の一部を改正する条例案 (総務部総務課 (22-408))

22 北海道立北方四島交流センター条例の一部を改正する条例案
(総務部北方領土対策本部北方領土対策課 (22-753))

23 北海道環境生活部手数料条例の一部を改正する条例案 (環境生活部総務課 (24-103))

24 北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例案
(環境生活部環境局循環型社会推進課 (24-307))

25 北海道自然環境等保全条例の一部を改正する条例案 (環境生活部環境局環境政策課 (24-207))

26 北海道立総合博物館条例の一部を改正する条例案 (環境生活部文化局文化振興課 (24-402))

27 北海道立体育センター条例の一部を改正する条例案
(環境生活部スポーツ局スポーツ振興課 (24-412))

- 28 毒物及び劇物取締法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例案 (保健福祉部総務課 (25-104))
- 29 北海道保健福祉部手数料条例の一部を改正する条例案 (保健福祉部総務課 (25-104))
- 30 北海道立看護学院条例の一部を改正する条例案 (保健福祉部地域医療推進局医務薬務課 (25-362))
- 31 食品の製造販売行商等衛生条例の一部を改正する条例案 (保健福祉部健康安全局食品衛生課 (25-903))
- 32 かきの処理等に関する衛生条例の一部を改正する条例案 (保健福祉部健康安全局食品衛生課 (25-903))
- 33 北海道計量検定所条例の一部を改正する条例案 (経済部総務課 (26-102))
- 34 北海道立地域食品加工技術センター条例の一部を改正する条例案 (経済部食関連産業室 (26-803))
- 35 北海道経済部手数料条例の一部を改正する条例案 (経済部経済企画局経済企画課 (26-702))
- 36 北海道立工業技術センター条例の一部を改正する条例案 (経済部産業振興局科学技術振興室 (26-812))
- 37 北海道立高等技術専門学院条例の一部を改正する条例案 (経済部労働政策局人材育成課 (26-505))
- 38 北海道立職業能力開発支援センター条例の一部を改正する条例案 (経済部労働政策局人材育成課 (26-504))
- 39 北海道農政部手数料条例の一部を改正する条例案 (農政部農政課 (27-102))
- 40 北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例の一部を改正する条例案 (農政部食の安全推進局食品政策課 (27-694))
- 41 北海道家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例案 (農政部生産振興局畜産振興課 (27-758))
- 42 北海道立農業大学校条例の一部を改正する条例案 (農政部農業経営局農業経営課 (27-356))
- 43 北海道水産林務部手数料条例の一部を改正する条例案 (水産林務部総務課 (28-102))
- 44 北海道立漁業研修所条例の一部を改正する条例案 (水産林務部水産局水産経営課 (28-204))
- 45 北海道漁港管理条例の一部を改正する条例案 (水産林務部水産局漁港漁村課 (28-305))
- 46 北海道漁港土砂採取料等徴収条例の一部を改正する条例案 (水産林務部水産局漁港漁村課 (28-305))
- 47 北海道立道民の森条例の一部を改正する条例案 (水産林務部森林環境局森林活用課 (28-806))
- 48 北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例案 (建設部総務課 (29-105))
- 49 北海道道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案 (建設部建設政策局維持管理防災課 (29-270))
- 50 河川法施行条例の一部を改正する条例案 (建設部建設政策局維持管理防災課 (29-303))
- 51 砂防法施行条例の一部を改正する条例案 (建設部建設政策局維持管理防災課 (29-270))
- 52 北海道海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例案 (建設部建設政策局維持管理防災課 (29-270))
- 53 北海道立都市公園条例の一部を改正する条例案 (建設部まちづくり局都市環境課 (29-603))
- 54 北海道立青少年体験活動支援施設条例の一部を改正する条例案 (教育庁生涯学習推進局生涯学習課 (35-503))
- 55 北海道立博物館条例の一部を改正する条例案 (教育庁生涯学習推進局文化財・博物館課 (35-603))

法令の改正等に伴う規定の整備関係… 9件

No	条例案名	改正内容	施行期日
56	北海道恩給条例の一部を改正する条例案（総務部人事局職員厚生課（22-304））	民法の改正に伴い、規定の整備を行う。	令和2年4月1日
57	北海道核燃料税条例の一部を改正する条例案（総務部財政局税務課（22-459））	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正に伴い、規定の整備を行う。	令和2年4月1日
58	北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案（環境生活部総務課（24-103））	浄化槽法の改正に伴い、規定の整備を行う。	令和2年4月1日
59	特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例案（環境生活部くらし安全局道民生活課（24-152））	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の改正に伴い、規定の整備を行う。	公布の日
60	覚せい剤取締法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例案（保健福祉部地域医療推進局医務薬務課（25-316））	覚せい剤取締法の改正に伴い、規定の整備を行う。	令和2年4月1日
61	食品衛生法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例案（保健福祉部健康安全局食品衛生課（25-903））	食品衛生法の改正に伴い、規定の整備を行う。	令和2年6月1日
62	漁業法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例案（水産林務部水産局漁業管理課（28-355））	漁業法の改正に伴い、規定の整備を行う。	公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日
63	北海道病院事業条例の一部を改正する条例案（道立病院局病院経営課（25-852））	地方自治法の改正に伴い、規定の整備を行う。	令和2年4月1日
64	北海道公安委員会手数料条例の一部を改正する条例案（警察本部交通部運転免許試験課（251-0110（内線745-220））	道路交通法の規定に基づく夏期冬道安全運転講習の廃止に伴い、規定の整備を行う。	令和2年4月1日